# 令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得銀額調整控除申告書

所轄税務署長	給 与 の 支 払 者 の 名 称 ( 氏 名 )		(フリガナ)		
		※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	あなたの氏名	椎橋 昂大	C3002
税務署長			あなたの住所 又 は 居 所		

### ~記載に当たってのご注意~

- ◎ 「 基礎控除申告書」と「 配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計 所得金額の見積額が133万円いかである場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」 の順に記載してください。
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見稽額が2.500万円以下である場合 は、「 基礎控除申告書」のみ記載してください(「 配偶者控除等申告書」を記載する必要はあり ません。)。
- ◎ 「 所得金額關整控除申告書」については、年末顕整において所得金額關整控除の適用を受け ようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入 金額が8 5 0 万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれ にも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

所	得(	り種	類	収	入	金	Ą	所	得	金	額
(1)	給	与 所	得					(裏面「4	(1)」を参照)		
(2)		チ所得じ					F	9 (裏面「4	(2)」を参照)	ı	
	VJF	行得の合言	T 役								
あ	ナンナーのつ	大年山の	△斗市得点	女面の目	结婚						
((1	)と(2)の	本年中の 合計額) <b>の計</b>	合計取得金	金額の見	積額						
((1	)と(2)の	合計額) <b>何の計算</b>		⋛額の見	積額		(A)			区分	<b>)</b> I
((1	)と(2)の	合計額) <b>の計算</b> 900	<b>章</b>			5円以下	(A) (B)	18 5 11	 ] [=	区分	<b>)</b> I
((1 O <b>j</b>	)と(2)の	合計額) <b>何の計算</b> 900 900	<b>第</b> 万円以下		950万	5円以下 5円以下		- 48万円			} I のA∼cを記
((1 O <b>j</b>	)と(2)の <b>空除初</b> □	合計額) <b>900</b> 900 950	<b>第</b>	1,	950万		(B)	- 48万円		(左	のA~Cを配
((1 O <b>j</b>	2 空除物	合計額) <b>900</b> 900 900 950 1,000	<b>章</b> , 万円以下 万円超 万円超	1,	950万 000万 400万	万円以下	(B)	- 48万円		(左	

# ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「 控除額の計算」の表の「 区分 I 」欄については、「 基礎控除申告書」の「 区分 I 」欄を参照してください。
- 「 基礎物除申告書」の「区分 I | 欄が A ) ~( C ) に該当しない場合や「配偶者物除等申告書」の「区分 II | 欄が①~④に該当しない場合は、配偶者物除及び 配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

( ₩ II .₩ I.)		配	偶	者	の	個	人	番	号		配	偶	者	の	生	年	月	日	
( フリ ガナ) 配 偶 者 の 氏 名											明·大 昭·平				年		月		日
	あ異	なな	た と る 場	配合	偶者の配	の を 偶 者	も 所の 住	又は	居り	所 が 居 所	非 居 である	住和	者	生	計を	- i	こする	事》	夷

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	控除	皙()	<b>/</b>	晳											<del></del> .						
	記偶者の (1)と(2)。				·取得	景金額の	見積額	Ą			*				円	J		区分Ⅱ	(上の(	D~@&	記載)
															円			□ 95万円超 113万円以下		(4)	別控除
(2)				以外計額							(裏面「4(2)」を	上参照)					定	□ 48万円超95万円以下		(3)	配偶者特
(1)	給	与	所	得						円					円	<b>,</b>	13	□ 48万円以下かつ年齢70歳え	未満	(2)	控除
											(裏面「4(1)」を	と参照)					判	□ (昭28.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該	《当》	(①)	配偶者控除
戸	千 得	の	種	類		収	入	金	額		所 彳	导	金	額				48万円以下かつ年齢70歳」	以上		

区分Ⅱ ④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」(\*印の金額 (1) 95万円超 100万円超 105万円超 110万円超 115万円超 120万円超 125万円超 130万円超 100万円以下 105万円以下 110万円以下 115万円以下 120万円以下 125万円以下 130万円以下 133万円以 48万円 38万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万日 Α 分 B 32万円 26万円 26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万日 Ι С 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 摘要 配偶者控除 配偶者特別控除

		配偶者控除の額
))		
下	١,	F.
9	l	配偶者特別控除の額
9		F.
П	Ι'	※ 左の「控除額の計算」の表

を参考に記載してください。

## ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の運用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する物について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いず れか1名を記載することで差し支えありません。)。

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

□あなた自身が特別障害者	(右の★欄のみを記載)
□同一生計配偶者 <sup>(注)</sup> が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)
□扶養親族が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)
□扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以降生)	(右の☆欄のみを記載)
	□同一生計配偶者 <sup>(注)</sup> が特別障害者 □扶養親族が特別障害者

	(フリガナ)	Ë	911	2	の	者	の	個	, ا	ر ر	番	4	号	左	記	のオ	音の	生	年 月	日	1
☆扶養親族等	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名		1		l			ı	l		1	1		明・ <b>ナ</b> 平・彳			年		月	Ħ	ı
親族							の 者: 記(													) 合計 見積額)	
等																				P	9

*	特別障害者に該当する事実
特则	(裏面「3-2(4)」を参照)
障	
害	
者	
	□扶養控除等申告書のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。